

令和6年度軽自動車税(種別割) 税率表

宝塚市市民税課 軽自動車税担当 0797-77-2055

原付・二輪・小型特殊

原 動 機 付 自 転 車	区 分	税 率
	原 動 機 付 自 転 車	50cc(0.6kW)以下 (特定小型原動機付自転車を含む)
90cc(0.8kW)以下		2,000円
125cc(1.0kW)以下		2,400円
ミニカー		3,700円
小 型 特 殊	農 耕 用	2,400円
	そ の 他	5,900円
二輪軽自動車(250cc以下)		3,600円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

三輪及び四輪の軽自動車(H27.3.31以前登録分)

		税 率(A)	重 課
三 輪		3,100円	4,600円
四 輪	乗 用	7,200円	12,900円
	乗 用 営 業	5,500円	8,200円
	貨 物	4,000円	6,000円
	貨 物 営 業	3,000円	4,500円

令和6年4月1日現在、所有されている方に課税され、月割はありません。

三輪及び四輪の軽自動車(H27.4.1以降新規登録分)

		税 率(B)	① 軽 課	② 軽 課	③ 軽 課
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
四 輪	乗 用	10,800円	2,700円	—	—
	乗 用 営 業	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	5,000円	1,300円	—	—
	貨 物 営 業	3,800円	1,000円	—	—

重課 グリーン化を進めるため最初(新車)の新規登録から13年を経過した軽四輪等について、重課(税率(B)の概ね20%が上乗せされたもの)が適用されます。
(ただし、電気・天然ガス・混合メタノール・ハイブリッド等の軽自動車及び被けん引車は除きます。)

令和6年度は自動車検査証の初度検査年月が平成23年3月以前の車両が重課の対象となります。

軽課 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録した三輪・四輪のうち次の①～③は**令和6年度のみ**軽課(グリーン化特例)が適用されます。

①電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

②ガソリン車・ハイブリッド車(※)で、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

③ガソリン車・ハイブリッド車(※)で、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。